

有料職業紹介事業（法人） <許可有効期間の更新>

※事業報告書の提出漏れや変更届出書の提出漏れがある場合は、事前にその届出及び添付書類の提出が必要です。
※更新を行わない場合であっても、有効期間満了後に許可証の返納が必要です。

提出様式

①	有料職業紹介事業許可有効期間申請書（様式第1号）	原本1部	コピー2部
②	有料職業紹介事業計画書（様式第2号） ※複数事業所を同時に申請する場合、事業所ごとに作成	原本1部	コピー2部

添付書類

①	最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	—	コピー2部
②	最近の事業年度における法人税の納税申告書（別表1及び別表4） ※別表1に税務署の受付印のあるもの （電子申告の場合、国税電子申告・納税システムから受信した「受け付けた内容」が確認できるもの）	—	コピー2部
③	最近の事業年度における法人税の納税証明書（その2所得金額用）	原本1部	コピー1部
④	職業紹介責任者講習会の受講証明書 ※許可の有効期間満了日の前5年以内に受講したもの	—	コピー2部
⑤	定款または寄付行為 ※すでに提出されているものに変更があった場合のみ提出 ※定款の条項が変更されているが定款を書換えていない場合は、当該変更に係る株主総会の議事録を添付	—	コピー2部
⑥	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※すでに提出されているものに変更があった場合のみ提出	原本1部	コピー1部
⑦	代表者・役員の住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※本籍地記載のあるもの ※中長期在留者にあつては、住民票の写し（国籍及び在留資格の記載があるもの） ※特別永住者にあつては、住民票の写し（国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの）	原本1部	コピー1部
⑧	職業紹介責任者の住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ※本籍地記載のあるもの ※中長期在留者にあつては、住民票の写し（国籍及び在留資格の記載があるもの） ※特別永住者にあつては、住民票の写し（国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの） ※役員が兼務する場合は不要	原本1部	コピー1部

※上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。

手数料等

①	収入印紙 18,000円×職業紹介事業を行う事業所の数 ※収入印紙は郵便局等で購入
---	--

提出期限

許可有効期間満了日の3か月前まで

※この期限までに提出がない場合、更新不可となりますので、ご注意ください。

留意事項

- 各許可基準や財産的基礎に関する要件が不足する場合は更新不可となりますので、資産状況等の確認をお願いするとともに、月末は混雑が予想されるため、早期提出にご協力をお願いします。
- その他ご不明な点は、大阪労働局需給調整事業部までお問い合わせください。

【更新時に特に注意が必要な事前確認事項】

- (1) 「基準資産額※」が更新事業所数×350万円以上である。
- (2) 許可の有効期間満了日の前において、職業紹介責任者講習会を受講して5年以内である。
- (3) 前年度（直近3月末日）までの「職業紹介事業報告書」を提出済みである。

※基準資産額＝貸借対照表における資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額